

多賀城市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した公の施設の指定管理に係る監査の結果について、大代地区コミュニティ推進協議会会長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年2月16日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象団体等
大代地区コミュニティ推進協議会
(令和2年度分多賀城市大代地区公民館の指定管理業務)
- 2 監査結果の報告日
令和3年12月24日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和4年1月14日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理に係る監査
(令和2年度多賀城市大代地区公民館の指定管理業務)
- 2 監査実施日 令和3年11月30日
- 3 監査対象部署 大代地区コミュニティ推進協議会
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	(1) 決算剰余金について ア 決算剰余金の処分について、実績報告書等に明記されていなかった。 イ 決算剰余金等の処分に係る台帳及びそれに関する伝票処理がされていなかった。	令和4年1月5日に決算剰余金の処分についての実績報告書等への明記を行い、台帳の作成及び伝票処理を行った。令和3年度以降も同様の処理を行うこととし、適切な会計処理を実施するために会計担当と確認を行った。 令和4年1月22日に予定されている当協議会総務部会においても報告を行う。
2	指導	(2) 繰越金について 繰越金として運用されているものが、繰越金として収支に計上されていなかった。	令和4年1月5日に、繰越金の収支計上を行った。令和3年度以降も同様の処理を行うこととし、適切な会計処理を実施するために会計担当と確認を行った。 令和4年1月22日に予定されている当協議会総務部会においても報告を行う。
3	指導	(3) 文書処理について 委託業務の完了に係る文書について、その検収の日が翌年度の日付で処理されていた。	委託業者に再度完了報告書の提出を依頼し、令和3年12月23日に前年度の日付での処理を完了した。 令和3年度以降も収受の取り扱いには十分注意し、同様の不備が起らないよう職員にも周知徹底した。
4	指導	(4) 決裁について 起案文書について、決裁が未了のものがあった。	令和3年12月1日、前決裁権者に依頼し、決裁処理を完了した。 押印漏れであったが、同様の不備が起らないよう職員にも周知徹底した。
5	指導	(5) 変更協定書の記載について 基本協定に係る変更協定書の記載に誤りがあった。	令和4年1月7日付けで、記載誤りを是正した多賀城市大代地区公民館の管理運営に係る基本協定に係る基本協定書を多賀城市教育委員会と改めて締結した。同様の誤りが起きないように、確認を徹底する。